

川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可申請に係る告示及び縦覧実施要領

(平成17年7月1日制定)

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置等の許可等の申請において、法第8条第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する告示及び縦覧の実施に関し必要な事項を定める。

(告示)

第2条 法第8条第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により、告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 縦覧の設置場所
- (4) 施設の種類
- (5) 施設において処理する一般廃棄物又は産業廃棄物の種類
- (6) 縦覧の場所、期間及び時間
- (7) 意見書の提出先及び提出期限
- (8) その他必要な事項

(縦覧する書類)

第3条 縦覧する書類（以下「縦覧書類」という。）は次のとおりとする。

- (1) 法第8条第1項及び法第15条第1項に定める設置許可申請にあっては、当該設置許可申請書。法第9条第1項及び法第15条の2の6に規定する変更許可申請にあっては、当該変更許可申請書。
- (2) 環境省令で定める生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類
- 2 前項第2号の書類は、法第8条第3項ただし書又は法第15条第3項ただし書に定める場合には縦覧を行わない。

(縦覧を実施する場所)

第4条 縦覧書類を縦覧する場所は、次に定める場所とする。

- (1) 廃棄物指導課
- (2) 施設を設置しようとする区の区役所又はその支所
- (3) その他市長が必要と認める場所
- 2 縦覧期間は、告示の日から1月間とする。
- 3 縦覧時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 4 第2項に規定する縦覧期間のうち、次に定める日は、縦覧は行わない。
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及びその他の法令で定める休日
 - (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(非公開とする事項)

第5条 市長は、縦覧書類を縦覧する場合において、次の事項を非公開とすることができる。

- (1) 申請者及び役員等の本籍又は国籍
- (2) その他、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）第8条第1号から第6号までに規定されている情報

（縦覧者の遵守事項）

第6条 縦覧者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 縦覧書類を縦覧場所から持ち出さないこと。
 - (2) 縦覧書類を汚損し、又は破損しないこと。
 - (3) 他の縦覧者に迷惑をかけること。
 - (4) 酒気を帯びていないこと。
 - (5) 職員の指示があった場合は、これに従うこと。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止させ、又は禁止することができる。

（縦覧書類の複写及び貸出）

第7条 縦覧書類の複写又は写真撮影等は、縦覧者が廃棄物指導課において縦覧を行う場合であって、当該縦覧者が持参した携帯複写機若しくは写真機等を使用するとき又は庁舎内の有料複写サービスを利用するときに限り行うことができる。

（関係市町村長への通知）

第8条 法8条第4項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は第15条第4項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により告示したときは、遅滞なく、当該廃棄物処理施設の設置に関し生活環境保全上関係がある市区町村長の長に次の事項を通知し、当該市町村長の生活環境保全上の意見を聴くものとする。

- (1) 法8条第4項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は第15条第4項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により告示したこと。
- (2) 市町村長からの生活環境保全上の意見を求めること。
- (3) 前号の意見を提出する期限

（利害関係者の意見書）

第9条 法8条第6項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は第15条第6項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)に規定する意見書は、次により取扱う。

- (1) 提出期限は、告示の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。
 - (2) 意見書の様式は、川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱第12号様式とする。ただし、当該様式によらない意見書の提出を妨げない。
 - (3) 提出先は、廃棄物指導課とする。
 - (4) 提出方法は、次のいずれかによる。
 - ア 廃棄物指導課に直接持参することにより提出する場合
 - イ 郵送により提出する場合（消印日を提出日とみなす。）
 - ウ 電子メールにより提出する場合（受信したファイルが判別できない場合又は当該ファイル内に判別できない文字データが存する場合を除く。）
 - エ ファクシミリ送信（送受信機器の性能又は通信の障害等により、ファクシミリにより受信した意見書に判別できない文字等が印字された場合を除く。）
- 2 前項の意見書は、次に定める事項をすべて日本語で記載しなければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

- (2) 意見書を提出する施設を特定するために必要な事項
 - (3) 提出者が利害関係者である旨
 - (4) 生活環境の保全上の見地からの意見
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、これを利害関係者の意見書として採用しない。
- (1) 提出者に何らの利害関係が推認できず、当該提出者が利害関係者に該当しないことが明白である場合
 - (2) 記載内容に記載漏れ又は不備がある場合
 - (3) 内容が生活環境の保全上の見地からの意見に該当しないことが明白である場合
 - (4) 廃棄物指導課に直接提出されなかった場合で、提出期限に廃棄物指導課に到達しなかったとき。

附則

(施行期日)

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。